

来年度の取組（案）について

令和7年度 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
（令和8年2月13日）

厚生労働省政策統括官付
政策立案・評価担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和8年度のEBPMの実践にかかる各取組の概要について

行政事業レビューシートの確認

- 概算要求額が1億円以上の既存事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、詳細なチェックを行う。実施時期は令和8年4月から令和9年3月。
- 全ての行政事業レビューシートについて、「事業の目的」欄に事業実施により達成したい目的が明確に記載されているか、他の政策手段の効果も合わせて達成を目指すさらに大きな目的が明確化されているか、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIも活用し、職員による簡易チェックを行う。実施時期は令和9年2月から3月。

効果検証

- 選定基準を満たした事業として、令和8年度は「労災認定基準改正」と「働き方改革推進支援助成金」について効果検証を行う。
- 令和9年度以降に効果検証を行う事業については、効果検証を希望する事業の中から選定を行う予定。

EBPMよろず相談所

- 毎週1回（10月以降は隔週1回）、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。実施時期は令和8年4月から令和9年2月。

EBPM研修

- 行政事業レビューシートを活用し、「基礎的なEBPM」を実践する担当職員を対象として、EBPMの基礎及び行政事業レビューシートの記入方法等「基礎的なEBPM」の実践に関する知識の習得等を目的とするEBPM実践担当者研修をe-ラーニング形式で実施する。実施時期は令和8年4月から6月。
- EBPMに関する業務に従事している職員、EBPMに関心のある職員等を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、EBPMに関する基礎的な知識の習得を目的とする基礎研修をe-ラーニング形式で実施する。実施時期は令和8年10月。
- EBPMの実践に取り組む職員、EBPMに関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、EBPMに関する発展的な知識の習得を目的とする応用研修を対面及びe-ラーニング形式で実施する。実施時期は令和8年11月から12月。

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和7年2月21日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている**行政事業レビュー**において、「**基礎的なEBPM**」を実践する。
- **行政事業レビューシート**が、政策立案のプロセスを言語化、文書化して蓄積し、政策立案の質の向上につなげていくものであると正しく理解し、「過去の事実の説明」のみならず、**政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する**。
- 画一的なやり方を当てはめるのではなく、**事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う**。
- 各府省は、自律的に行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、**府省内で優良事業改善事例の選定・表彰を行う**。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

※前年度から大きな変更はない

厚生労働省における令和7年度の取組方針

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「**基礎的なEBPM**」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については**行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める**※¹。
 - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和7年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
 - ・ 長期・中期・短期アウトカムが設定されているか、長期アウトカムの目標年度が適切に設定されているか。
 - ・ 「現状・課題」欄について、事業の目的に対応する形で具体的な問題を記載しているか、問題に対応する形で具体的な原因を記載しているか、現状をデータを用いて説明しているか。
 といった観点を主なポイントとして品質向上に努める※²。
 - ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
 - ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から選定した事業を、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※³。

※¹ 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、4月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※² EBPMアクションプラン2024と関連する事業については、EBPMアクションプラン2024の内容と関連する行政事業レビューシートの内容を連携

※³ 令和5年度までに実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施、効果検証対象事業については令和8年度まで効果検証を実施予定

参考 E B P Mの実践のスケジュール

